

コロナ禍における各事業者への事業支援

緊急事態宣言などに伴う営業時間の短縮要請や不要不急の外出・移動の自粛で大きな影響を受けている町内事業者の事業継続を支援します。

① 事業継続支援金給付事業

▶対象(支給要件)

- ・町内に事業所を有し、「月次支援金」、「福岡県中小企業等月次支援金(第6期～第13期)」または「福岡県感染拡大防止協力金」の給付決定を受けた事業者
- ・申請時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること



▶給付金額

1事業者あたり一律10万円 ※1回に限る

② 交通事業者事業継続応援金給付事業

▶対象(支給要件)

- ・町内に事業所を有し、交通事業を営む事業者
- ・申請時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- ※上記①の事業継続支援金との併給も可能です。



▶給付金額

バス1台当たり5万円(1事業者上限100万円)
タクシー1台当たり2万円(1事業者上限50万円)

▶上記①、②の申請期間 11月15日(月)～令和4年1月31日(月) ※当日消印有効

▶申請方法 原則郵送による申請(まちづくり課あて)
※申請書類などの詳細は、町ホームページをご覧ください。

キャッシュレス決済推進事業(第2弾)

キャッシュレス決済推進事業を令和4年1月～2月に実施する予定です。対象店舗などキャンペーン内容に関する詳細は12月広報にてお知らせします。当キャンペーンの実施に伴い、使い方講座などを開催します。

▶日時 ●12月22日(水) ①10～12時、②14～16時
●12月23日(木) ③10～12時、④14～16時

▶会場 役場 2階 大会議室 ▶定員 各回20人(先着順) ▶参加費 無料

▶申込方法 電話、FAX、メールのいずれかで、まちづくり課あて申込。
申込み時、お名前、ご連絡先、希望日時の番号(上記①～④)をお知らせください。

▶申込期限 12月8日(水)

使用期間再延長!「宇美町グルメパンフレット」クーポン

宇美町飲食店組合が行っている「宇美町グルメパンフレット」クーポン(5月号広報折込)の使用期間が、**12月31日(金)**まで再延長されました。既にクーポンの利用が終了している店舗もありますので、利用状況は各店舗へお問い合わせください。
「宇美町グルメパンフレット」はまちづくり課でも配布しています。



問 まちづくり課 商工観光係 ☎934-2370 FAX934-2371 ✉shoukoukankou@town.umi.lg.jp

「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」 5者共同宣言セレモニー

STOP! コロナ差別 宇美町宣言

1. 私たちは、感染者とその家族、ワクチンを接種していない方などへの差別や偏見のない宇美町をめざします。
2. 私たちは、医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見のない宇美町をめざします。
3. 私たちは、思い込み、過剰な反応による差別や偏見のない宇美町をめざします。

9月13日(月)に宇美町人権教育推進協議会は、「新型コロナウイルス感染症に関連した差別は決して許さない」との強い決意のもと、町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりを進めるため、「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」を行いました。新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見のないまちづくりを、町一丸となって進めていくため、宇美町・宇美町議会・宇美町教育委員会・宇美町社会福祉協議会も同様の宣言を行い、10月27日(水)に「STOP! コロナ差別 宇美町宣言」5者共同宣言セレモニーを行いました。

町人権教育推進協議会 飛賀会長より

今後も人権教育推進協議会として、宣言に掲げている内容を踏まえ差別や偏見のない町をめざして活動していきます。



木原町長より

町からコロナ差別や偏見を絶対に生み出してはいけないという強い思いのもと町民一人一人の人権を尊重する心豊かなまちづくりを進めていきます。

町議会古賀議長より

議員一人一人が人権の大切さを認識し、差別や偏見のないまちづくりを進めていきます。

町教育委員会 佐々木教育長より

児童生徒や保護者に対してコロナに対して正しい理解をしていただけるよう働きかけていきます。

町社会福祉協議会 安河内会長より

ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指して、コロナ差別がなくなるよう努力していきます。

問 社会教育課 社会教育係 ☎933-2600 FAX933-2741